

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和6年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給などに関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度舞鶴市物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯等)の支給事務 (2)令和5年度舞鶴市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯等)の支給事務 (3)令和5年度舞鶴市物価高騰対応重点支援給付金(子育て世帯への加算)の支給事務
③システムの名称	臨時特別給付金システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
舞鶴市物価高騰対応重点支援給付金	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項および別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号および別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉企画課
②所属長の役職名	福祉企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所: 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部福祉企画課 住所: 舞鶴市字北吸1044番地 電話: 0773-66-1011

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
----------	--------------

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢>	1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>	1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------	---------------------------------------------------

3. 特定個人情報の使用

[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------	---------------------------------------------------

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない	

[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----	---------------------------------------------------

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)

[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

8. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	-------------------------------------------	-------------------------------------------	---------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---------------------------------------------------------

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月6日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給などに関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)住民税非課税世帯対象7万円給付金の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給などに関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和5年度舞鶴市物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯等)の支給事務 (2)令和5年度舞鶴市物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯等)の支給事務 (3)令和5年度舞鶴市物価高騰対応重点支援給付金(子育て世帯への加算)の支給事務</p>	事後	給付金の迅速な支給に向けた準備のため